

第4節

国際社会全体との連携

大量破壊兵器やその運搬手段となりうるミサイルなどの拡散、武器および軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国で取り組んでいる。

これらの課題に対しては、**軍備管理・軍縮・不拡散**にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

国家安全保障戦略は、自由で開かれた国際秩序を強化するための取組のうち、重要な方策の一つとして、大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散について述べている。また、国家防衛戦略では、国際機関や国際輸出管理レジームの実効性の向上に協力していくこととしている。

 **参照** 図表Ⅲ-3-4-1（通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制）

図表Ⅲ-3-4-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区 分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

1

軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段となりうるミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約(CWC)については、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に化学防護の専門家である陸上自衛官をこれまで8名派遣している。また、陸自化学学校では、防護研究のため、条約の規制対象である化学物質を少量合成していることから、条約の規定に従い、年次報告の提出

やOPCW設立当初から計13回の査察を受け入れており、問題ないことが確認されている。同校は2024年8月に、OPCW指定ラボ¹に認証され、軍備管理・軍縮への取組によるさらなる安全保障環境改善への貢献、化学兵器にかかる知見習得および国際的地位向上、国際標準の分析能力の保持によるわが国の抑止力向上に寄与している。

わが国は、CWCに基づいて、中国における遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体として取り組んでいる²。防衛省・自衛隊は、同事業を担当する内閣府に職員を出向させており、2000年以降、計22回(2026年

1 化学兵器使用疑義事案において、OPCW査察官が採取したサンプルの分析調査(化学兵器使用の疑いのある地域で採取した土壌・水・金属片・生体などの試料を分析・立証・報告)を行うラボのことであり、OPCW検証体制を支えている。

2 旧日本軍による遺棄化学兵器は、中国北部の黒龍江省から南部の広東省までの広範囲で確認されており、わが国は、各地において発掘・回収・処理事業を進めている。

3月現在)の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする陸上自衛官を派遣している。

そのほか、国際輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメント³やオーストラリア・グループ、ミサイル技術管理レジーム (MTCR) Missile Technology Control Regimeなどの主要な会合に防衛省職員を派遣し、安全保障上の観点から、重要な技術の不拡散に資するための提案などを行っている。また、包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization 準備委員会が行う訓練に自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協力してきた。

通常兵器の規制に関して、わが国は、人道上の観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) Convention on Certain Conventional Weaponsなどの各種条約に加え、CCWの枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約 (オスロ条約⁴)も締結している。わが国は、同条約の発効を受け、2015年2月に自衛隊が保有する全てのクラスター弾の廃棄を完了した。

また、CCWの枠組みにおいて、自律型致死兵器システム (LAWS) Lethal Autonomous Weapons Systemsに関する政府専門家会合などにも随時職員を派遣している。LAWSにかかる議論については、その特徴、人間の関与のあり方、国際法の観点などから議論されており、わが国としては、引き続き、安全保障上

の観点も考慮しつつ、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に関与していくこととしている。

加えて、近年、AIが軍事領域に与える影響について国際的な議論が活発化している。2023年に第1回サミットが開催された「軍事領域における責任あるAI利用 (REAIM)」Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain 関連会合に続き、2024年第2回サミットおよび2026年第3回サミットにも防衛省から職員を派遣した。

対人地雷の禁止に関しては、例外保有などに関する年次報告を対人地雷禁止条約 (オタワ条約⁵) 事務局を通じて国連事務総長に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた。

また、生物兵器禁止条約 (BWC) Biological Weapons Conventionに関連し、毎年、信頼醸成措置報告書を提出しており、防衛医科大学校や防衛装備庁の施設についてもその中で報告している。

このほか、軍備や軍事支出の透明性の向上などを目的とした国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度、武器貿易条約 (ATT⁶) Arms Trade Treatyに基づく年次報告を行うとともに、国連軍備登録制度については、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

参照 資料62 (国際機関などへの防衛省職員の派遣実績)、I部3章10 (その他)

2 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、2003年、拡散に対する安全保障構想⁷ (PSI) Proliferation Security Initiativeを発表し、各国にこの構想への参加を求めた。これに基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練などをはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、継続的に訓練に参加している。

2025年12月、自衛隊は、わが国外務省が主催する

PSI海上阻止訓練⁸ [Pacific Shield25]に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止にかかる活動要領の演練などを参加国関係機関と実施することにより、当該活動にかかる技量向上、わが国関係機関との連携強化および参加国関係機関との相互理解の深化を図った。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散防止や自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合の主催、他国の行う同種活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化に向けて取り組んでいる。

3 通常兵器に関する不拡散のための輸出管理体制。

4 クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは未締結。

5 対人地雷の使用や生産、移譲などを禁止する条約。米国、中国、ロシア、韓国、インドなどは未締結。

6 平和や安全を損なう、あるいは、国際人道法などの重大な違反に使用される可能性のある通常兵器の国際移転を規制する条約。米国やロシアなどは未締結。

7 国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル、それらの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また同時に、各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想。

8 インド太平洋地域におけるPSI訓練は、2014年からわが国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポールおよび米国の6か国が毎年持ち回りで主催。

 資料64 (PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績 (2014年度以降))、I部3章11節3項 (大量破壊兵器の移転・拡散)



KEY WORD

軍備管理・軍縮・不拡散

「軍備管理」

軍備または兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制など。

「軍縮」(軍備縮小)

国際的な合意のもと、特定の軍備の縮小または兵器の削減を行い、さらにはそれを廃絶すること。

「不拡散」

わが国や国際社会にとって脅威となりうる兵器(核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器やそれらを運ぶミサイルならびに通常兵器)やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐこと。

3 女性・平和・安全保障(WPS)推進に向けた取組

1 女性・平和・安全保障(WPS)とは

女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security)、いわゆるWPSは、紛争、災害などの発生時に、より脆弱な立場に置かれる女性、女兒などを、特に保護すべき対象であるとして、女性、女兒などの保護・救済に取り組みつつ、女性が指導的・主体的に、紛争の予防、復興および平和構築、ならびに防災、災害対応や復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができるという考え方をいう。

1990年代、旧ユーゴスラビアやルワンダの内戦における大規模な性的暴力が世界的な注目を浴びた。また、1995年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言を踏まえた行動綱領の中で、紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力またはその他の紛争下に暮らす女性を保護することが戦略目標として明記された。さらに、1998年に採択された国際刑事事裁判所に関するローマ規程において、紛争下の性的暴力は戦争犯罪と明記された。

こうした国際的な潮流を背景に、2000年、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての安保理決議である女性・平和・安全保障(WPS)に関する決議第1325号が全会一致で採択された。同決議は、「参画」、

「予防」、「保護」、「救援と復興」を4つの柱として明記し、全ての取組にジェンダー主流化⁹が要請されている。以降、同決議を補完する観点から、WPSに関連する安保理決議が順次9本採択され、これら10本の決議に記載された取組を総称して「WPSアジェンダ」と呼んでいる。

近年、国際情勢が不透明さを増す中、WPSの考え方は益々重要になっている。



KEY WORD

「ジェンダー」

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

2 わが国の取組

わが国は、WPSに関する安保理決議の履行のため、2015年に第1次行動計画を策定した。本行動計画はその後改定され、現在は2023年に策定された第3次行動計画に沿って、WPSに関する取組を進めている。

わが国の行動計画は、紛争のみならず、災害の項目も



資料：軍備管理・軍縮・不拡散への取組

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/fukakusan/index.html>

9 あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業にジェンダーの視点を取り込むこと。

含めている点に特徴がある。これは、わが国が2011年の東日本大震災をはじめとする多数の大規模自然災害に見舞われ、それらを乗り越えてきた経験から、ジェンダーの視点を防災、災害対応、気候変動、復興のあらゆる段階に取り入れることが重要と認識したことによるものである。また、行動計画は、国際的な取組だけでなく、国内の取組も規定しており、防衛省を含む各省庁において、外交・安全保障、防災や災害対応にかかわる政策意思決定の場への女性の登用・参画の推進やジェンダー視点¹⁰に立った政策、施策の整備・実施を推進していくとしている。

3 防衛省・自衛隊におけるWPS

(1) WPSを推進する必要性・意義

WPSの推進は、国民の生命、身体などの保護、防衛力の抜本的強化に加え、国際社会の平和と安定に寄与するものであり、防衛省・自衛隊としても推進していく必要がある。

第一に、国民の生命、身体などの保護に関して、在外邦人等の輸送や災害派遣における被災者へのきめ細かな生活支援などの活動を行う機会が近年増加している。こうしたなか、女性や女兒などのニーズを踏まえ、ジェンダー視点に基づき体系的に対応することにより、国民の生命、身体などの保護に直接寄与していく。

第二に、防衛力の抜本的強化に関して、WPSは、安全保障分野などにおける意思決定過程への女性の参画などを掲げており、これまで防衛省が取り組んできた女性活躍推進施策などと密接に関連するものである。WPSの推進は、女性を含む多様な人材が能力を発揮できる環境をもたらすものであり、こうした多様性はオペレーションの効率化という点でも重要である。このように、WPSを推進することは、その活動の主体である防衛省の人材育成および組織の能力強化に繋がり、防衛力の抜本的強化のために必要不可欠である。

第三に、国際社会の平和と安定への寄与に関して、2023年に岸田内閣総理大臣（当時）が発表した「FOIPのための新たなプラン」では、平和の原則および繁栄のルールはFOIPの屋台骨との考えのもと、弱者が力でね

じ伏せられない国際環境を醸成するため、WPSの観点で踏まえた対応を明記している。PKOや国際緊急援助活動をはじめとする自衛隊の海外での活動を、より効果的に行うためには、WPSに関する視点が不可欠である。基本的人権の尊重および法の支配の確保を追求する諸外国の国防当局などと協調しつつ、防衛省としても、国際社会の責任ある一員として、WPSを推進し、平和と安定に寄与していく。

(2) 最近の主な取組

ア 防衛省全体の意識改革

防衛省・自衛隊は、WPSを推進する主体者としての認識を醸成するとともにジェンダー視点を取り入れた業務・活動の基盤を一層拡充するため、全隊員にWPSに関する知見を習得させることを目的とし、事務次官、各幕僚長などから新入隊員に至るまで、全隊員に対する反復的かつ継続的なWPSに関する基本的な教育研修を毎年実施している。また、各種課程教育、幹部昇任時の教育研修および国内外の関係派遣前研修などにも、各組織に応じたWPSに関する講義を組み込むよう取組を推進している。

イ WPS推進体制の整備

防衛省・自衛隊は、隊員一人一人にWPSの認識や、ジェンダー視点を政策の企画・立案に反映させることの意義を浸透させ、全自衛隊員の意識改革や国際的な連携の取組などをさらに強化するため、2023年に防衛大臣政務官を本部長とする防衛省WPS推進本部を設置した。

防衛省WPS推進本部は、これまで5回の会合を開催した。特に、2024年4月、第3回会合において「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」を策定し、本推進計画において、政府のWPSに関する行動計画を踏まえ、防衛省として①防衛省全体の意識改革、②WPS推進体制の整備、③諸外国、機関等との連携、④自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映について2028年度までに実施すべき事項を定めた。また、2026年3月、若林大臣政務官は第5回会合を開催し、WPSを戦略的に推進するための今後の取組の方向性などを議論した。

2024年以降、WPSの推進に主導的な役割を果たす高官に助言を与え補佐する役割を担うジェンダー・アドバ

¹⁰ ジェンダーに基づく地位や力関係によって生じる差異に着目し、そうした差異がどのように男性および女性の当面のニーズ・長期的な利益の形成に影響するか検討するもの。

イザーを、本省内部部局や各幕僚監部に配置するとともに、2025年4月、本省内部部局にWPS国際連携室を、陸幕にWPS推進室をそれぞれ設置した。また、部隊運用に関する計画、任務などにジェンダー視点を取り入れるため、所属部隊などの指揮官を補佐する自衛隊ジェンダー・フォーカルポイントの育成を進めており、2026年5月時点で約100名の自衛官・事務官が研修を修了している。

ウ 諸外国、機関等との連携

2023年以降、インド太平洋地域諸国に対して実施中のPKO、HA/DR、衛生分野の能力構築支援の枠組みにWPSの要素を反映させ、WPSに関するセミナーや意見交換を行うとともに、直近では2025年のフィリピンに対するHA/DR分野の能力構築支援事業の救助活動の演練にWPSの要素を反映させるなど、WPSを通じた各国国防関係者との連携を強化している。さらに、2025年7月に開催された「第2回 日ASEAN WPS協力プロジェクト」については、ASEAN諸国に加え、オブザーバーとして東ティモール、フィジー、パプアニューギニア、トンガおよびチリの防衛当局などに所属するWPS実務者が参加し、国連専門家による助言付与や多角的な議論を行い、インド太平洋地域におけるHA/DR分野のWPSの要素を反映させる重要性について、参加者の意識や理解の向上に寄与した。

なお、多国間の枠組みでは、ASEANや島嶼国と実施するサイバーセキュリティ協力プログラムおよび乗艦協力プログラムにおいてWPS要素を反映し、各国参加者との意見交換なども実施するとともに、現在フィリピンとともに共同議長を務めるADMMプラスPKO海洋安全保障専門家会合においても、WPS推進を主目的の一つとして同活動を推進している。

エ 自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映

国内では、自衛隊の活動をより効果的に実施するため、防衛省・自衛隊の戦略、政策、計画などに、ジェンダー視点を取り入れることを検討している。具体的には、防衛省・自衛隊がこれまで大規模自然災害時などにおいてジェンダー視点に則った対応を行ってきた知見などを踏まえ、「防衛省防災業務計画」にジェンダー視点を反映した。

また、わが国は、国内の災害対応に限らず、インド太平洋地域における大規模自然災害発生時には、国際緊急援助隊の派遣を含む緊急人道支援活動を行っており、自

衛隊による災害対応は国内外問わず想定される。これらを網羅し、紛争下・災害救援下・国内・国外のケースごとに、全隊員がジェンダー視点を反映した活動を実践に実施できるよう、国際基準に沿ったハンドブックを作成している。

オ その他

2025年は、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての安保理決議である女性・平和・安全保障(WPS)に関する決議第1325号が採択されてから25周年の節目であり、これを記念し国内外でWPSのイベントが開催された。防衛省としては、初めて一般参加型のWPSシンポジウムを主催し、内閣府、外務省、消防庁、JICAおよび国連女性機関とともに、防災・災害対応におけるWPSをテーマに公開討議を実施した。

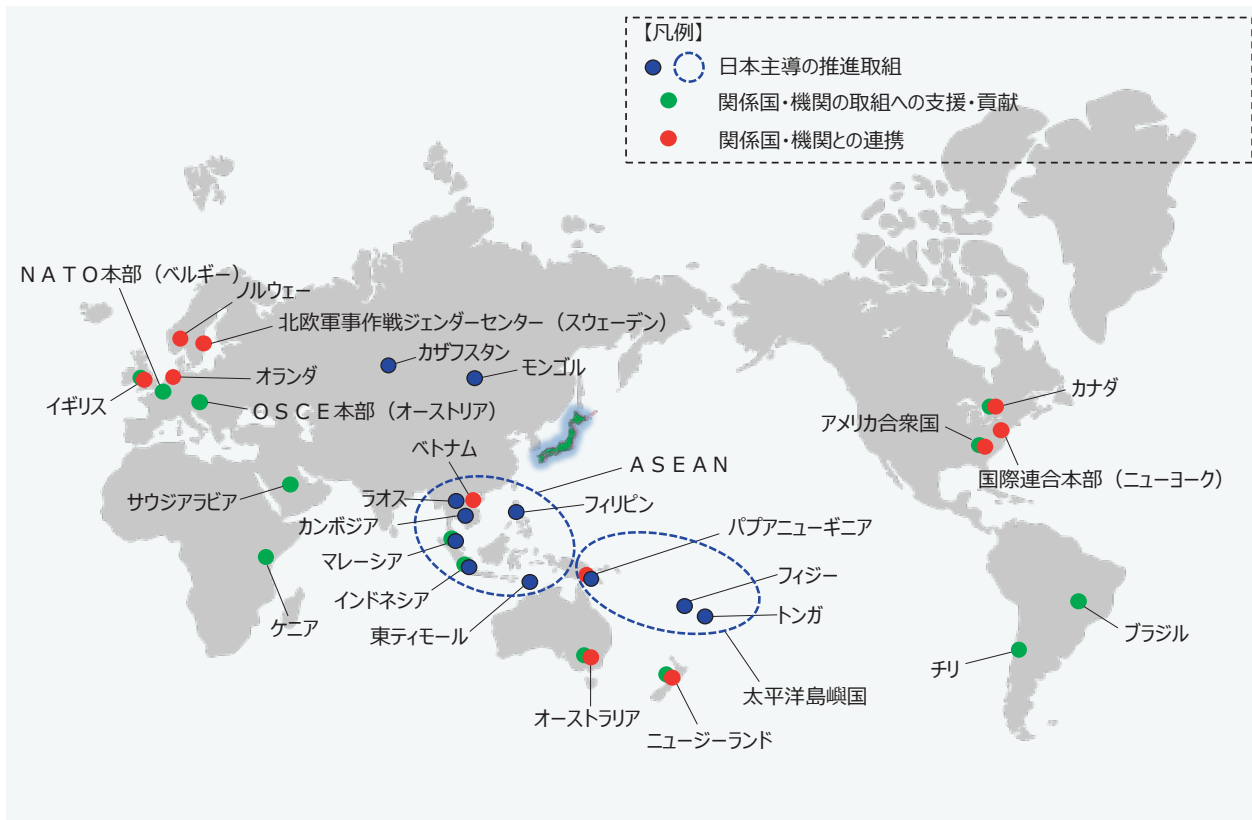
 図表Ⅲ-3-4-2 (主な関係国・国際機関のWPSに関する取組への貢献)、Ⅴ部2章2節4項2 (女性職員を始めとする多様な職員の活躍推進)

図表Ⅲ-3-4-2

主な関係国・国際機関のWPSに関する取組への貢献

諸外国、機関等との連携

(2023年6月～2026年4月現在)



4

海洋安全保障の確保

国家防衛戦略は、海洋国家であるわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わが国の平和と安全にとって必要不可欠であるとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿岸国と共に、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の実現のため、海洋安全保障に関する協力を推進し、様々な取組を行っている。

Free and Open Indo-Pacific

参照 I 部3章11節2項 (海洋をめぐる動向)

(1) 海洋安全保障の確保に向けた取組

ア 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、同盟国・同志国などと連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進めることとしている。具体的には、海洋状況監視、共同訓練・演習、海外における寄港などの推進、海賊対処や情報収集活動を行うことを明記している。

さらに、南シナ海などにおける航行および上空飛行の



資料：省HP：女性・平和・安全保障 (WPS) に関する取組
URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/wps/index.html>



自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係強化、北極海航路の利活用、ジブチにおける拠点の活用などについて取り組むこととしている。

2023年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画¹¹においては、引き続き海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」のための取組を政府一体となって進めることとされた。そのため、わが国自身の努力を主とする「わが国の領海などにおける国益の確保」や同盟国・同志国などとの連携強化を通じた、「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために必要な施策を推進することとしている。

また、中国とASEANが策定に向け協議を続けている南シナ海行動規範（COC）Code of Conduct in the South China Seaに対し、わが国としては、COCが実効的かつ実質的で国連海洋法条約をはじめとする国際法に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明している。

イ 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。また、国際的な海洋秩序の強化や航行の自由の重要性について、機会を捉えて国際社会に呼びかけており、人類の繁栄に不可欠な海においても「法の支配」を徹底することを一貫して訴えている。特に、東シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みが継続していることや、南シナ海を巡る問題においても、全ての当事者が、国連海洋法条約をはじめとする国際法に基づき、紛争の平和的解決に向け努力することの重要性について強調している。

□ 参照 1章1節2項7(1)（海賊対処の取組）、1章1節2項7(2)（中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集）、I部3章11節2項2（海洋安全保障をめぐる各国の取組）

(2) 海洋安全保障にかかる協力

第4期海洋基本計画では、「自由で開かれた海洋」の維

持・発展に向け、防衛当局間における二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用し、各国との海洋安全保障に関する協力を強化することとされている。

これを受け、防衛省・自衛隊は、ADMMプラスやARF海洋安全保障会期間会合（ISM-MS）Inter Sessional Meeting on Maritime Securityといった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでおり、2024年から2027年までの間、フィリピンとともに、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合の共同議長を務めている。

また、インド太平洋地域沿岸国に対し、海洋安全保障にかかる能力構築支援を行っており¹²、沿岸国の海洋状況把握（MDA）Maritime Domain Awareness能力の向上を支援するほか、同盟国・同志国などと海洋安全保障にかかる協力を強化している。

海自は、インド太平洋地域の各国海軍などと連携しつつ、同地域沿岸国の海軍、警察機関などと海洋安全保障にかかる訓練を行っている。特に、太平洋島嶼国は、違法・無報告・無規制（IUU）Illegal, Unreported, Unregulated漁業¹³、海上における犯罪などのため、海洋安全保障能力の強化が急務であることから、海自インド太平洋方面派遣（IPD25）Indo-Pacific Deployment部隊として派遣立入検査隊を太平洋島嶼国へ派遣し、立入検査訓練などを実施した。

派遣海賊対処行動水上部隊および航空隊は、海賊対処任務に加え、ジブチに駐留する他国軍との防衛交流を推進しているほか、中東地域沿岸国港湾への寄港や、戦術技量の向上、各国軍との連携強化を目的に、EU海上部隊などと共同訓練を行っている。

こうした防衛交流・協力を通じたインド太平洋地域沿岸国との連携強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

□ 参照 I部3章11節2項（海洋をめぐる動向）、資料61（多国間共同訓練の参加など（2022年度以降））

¹¹ 海洋における施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定するもので、おおむね5年おきに見直しが行われる。

¹² これまで、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ、スリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行った実績がある。

¹³ 無許可操業、無報告または虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動であり、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威、かつ、食料安全保障にも直結する。